

平成 23 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長 浦 勇 和 也
(コード 3121 大証 2 部)
問合せ先 取締役 CFO 兼財務経理部長 宮 毛 忠 相
(TEL 03-3502-4910)

取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 238 条第 1 項、第 2 項および第 240 条第 1 項の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社の取締役及び監査役に対する新株予約権の発行に関しましては、平成 23 年 6 月 23 日開催の定時株主総会において取締役及び監査役の報酬等として承認された新株予約権の個数及び金額の総数の範囲内で行うものです。

記

1. 取締役及び監査役に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上への意欲や士気を高めること、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主利益の向上を図ることを目的とするものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の名称

第 14 回新株予約権

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 20,000 株

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

200 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は 100 株とする。ただし、上記 (2) に定める株式数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的たる株式数についても同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（前日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額÷分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行数又は処分株式数}}{1 \text{株当たりの払込金額又は処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいう。また、割当日以降に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月13日から平成28年8月12日まで(行使期間の開始日が銀行休業日にあたるときは、翌銀行営業日を行使期間の初日とし、また、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときは、直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。)

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- ④ その他の行使条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得

- ① 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使前に上記(6)に規定する新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合(会社法第287条に従い新株予約権が消滅した場合を除く)、当社は、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権については無償で取得することができるものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会で承認されたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じるときは、その端数を切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(11) 端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

なお、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

(13) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(14) 新株予約権の割当日

平成23年9月1日

(15) 新株予約権の割当てを受ける者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役7名及び当社監査役4名に対して割り当てるものとする(取締役に対しては160個、監査役に対しては40個)。

(16) その他新株予約権の発行及び割当ての条件

その他新株予約権の割当ての条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 今後の見通し

本件が当社グループの業績に与える影響は軽微であり、公表している業績予想に変更はありません。

以上